

# 平成25年度国民年金保険料

「ご存じですか?」

## 【平成25年度国民年金保険料】

定額保険料 月額15,040円

(平成25年4月分〜平成26年3月分)

### ■国民年金保険料は前納すること割引になります!

①保険料を前納(現金納付)すると割引額が増えます。

国民年金保険料を一括して前納すると、現金払いは3,200円の割引(1年度分の保険料額180,480円が177,280円)となります。

6カ月前納は、現金払いで730円の割引となります。(6カ月分の保険料額90,240円が89,510円になります。)

※1年度分前納用・6カ月前納用の納付書は4月上旬に砂川年金事務所から郵送されます。

\*一部納付の保険料月額は、4分の1免除で11,280円、半額免除で7,520円、4分の3で、3,760円です。

②月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)にするとお得です。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にするると月50円の割引となります。申込みいただくと、初回の口座振替にて2カ月分の保険料(割引なし)の1カ月分と50円割引の1カ月分が引落しとなり、その後の毎月の保険料が50円割引となります。

### ▶手続きについて

砂川年金事務所または預貯金口座のある金融機関へ、次の3点をお持ちいただき手続きを行ってください。

#### 持参するもの

①年金手帳国民年金納付書  
など基礎年金番号がわかるもの

②預貯金通帳

③金融機関届出印

※引き落としは、手続きをした翌月または翌々月となります。後日郵送される「口座振替のお知らせ(ハガキ)」で開始月を確認してください。

■20歳以上の学生で国民年金保険料を納めることが困難なときは、**学生納付特例制度**をご利用ください!

20歳以上の学生の方は、本人の前年所得が118万円以下であれば、申請して承認を受けると、在学期間中の保険料の納付を猶予することができます。「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例期間は、最後の年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額には反映されませんので、満額の年金を受けるために10年以内にあとから納めること(追納)ができます。

なお、学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなつています。(申請手続きには、在学証明書・印鑑をご持参ください。)

### ■問合せ

・砂川年金事務所 ☎52・2144  
・戸籍年金係 ☎32・1823

## 医療保険係からお知らせ

医療保険係 ☎32-2214

### 国保の届出... あなたは大丈夫?

国保は職場の医療保険と違って、加入者本人で加入・脱退などの届出をしなければなりません。もし、届出をしないでいると、医療費全額を支払うことになるばかりか、保険税もさかのぼって支払うこととなります。

次のようなときは、必ず届出をしましょう!



#### ■国保に入るとき

- ・他の市町村から転入したとき
- ・職場の健康保険などをやめるとき
- ・生活保護が廃止になったとき
- ・子どもが生まれたとき

#### ■国保をやめるとき

- ・他の市町村へ転出したとき
- ・他の健康保険などに加入したとき
- ・生活保護が開始になったとき
- ・加入者(被保険者)が死亡したとき

#### ■その他

- ・退職者医療制度の対象になったとき
- ・退職者医療制度の対象でなくなったとき
- ・住所・氏名・世帯主などが変わったとき

平成25年度  
受付開始!

# 住宅助成事業

好評につき3カ年延長します!

赤平市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行う場合、工事費の一部を助成します。

## 改正内容

リフォーム工事については、「同一住宅、1回限り」を削除し、限度額までの申請については、何回でも可能となります。

ただし、すでに受領した助成金額(平成22年5月1日〜平成25年3月31日分を含む)を差し引いた金額が限度額となります。

## 対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅(併用住宅の場合には居住部分に限る)

## 対象者

□本市に住所を有している者(老朽住宅除却工事は除く)  
□市税などの滞納がない者(対象世帯全員)

## 助成要件

市内に事業所があり建設業の許可を持った業者または個人事業者が施工を行う工事(太陽光発電システム設置は除く)

## 助成対象とならない工事

付属車庫や物置・門、塀、ロードヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

## 注意

資格・内容等の審査がありますので、必ず事前に申請手続きをしてから工事を着手してください。工事後の申請は受付できませんのでご注意ください。

## お気軽にご相談ください!

### ▼実施期間

平成25年4月1日

〜平成28年3月31日

### ▼申込・問合せ先

赤平建設業協会 ☎32-2549

(受付 火・水・木 13時〜17時)

### ▼相談先

市役所建設課建築担当

☎32-1844

助成内容	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kwあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※( )内は18歳未満の子どもと同居している子育て世帯。申請時に子育て世帯に該当する場合の限度額は( )内の金額となります。
老朽住宅除去工事	50万円以上	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

## 赤平市市税等収納向上対策本部

### 納税についてのQ&A

**Q1** うっかりして納期を忘れてしまつたのですが、何か良い方法はありませんか。

**A1** 口座振替をお勧めします。手続きをすると、中止の申し出がない限り毎年継続されます。

**Q2** やむをえず、納期限までに市税を納めることができないのですが、どうしたら良いでしょうか。

**A2** 事情により納期限までに納めることができない場合は、分割するなど個々の実情に合った納税相談に応じていきますので、できるだけ早くご連絡ください。

また、毎月の月末に夜間窓口を午後8時まで開設しておりますので、日中お忙しい方は、ご利用願います。

※夜間窓口の開設日は、事情により月末にならない場合がございますので、事前にご確認願います。

**Q3** 市税を滞納するかどうか

なりますか。

**A3** 督促状を受け取ってもなお、放置し納めていただけない場合は、財産調査を行い、財産の差押えをすることもあります。

新年度を迎えるにあたり、過年度分の未納の解消に全力で取り組みますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ■問合せ

納税係 ☎32-2219

### ●今月の納税●

介護保険料 第1期

納期限 4月30日(火)まで

### ●納税相談窓口について●

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

■事務局■  
税務課納税係  
☎32-2219